

令和6年第12回総会

山武市農業委員会会議録

令和6年12月5日 開会

令和6年12月5日 閉会

令和6年第12回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年12月5日(木) 午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議事

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (4) 令和6年度第9次農用地利用集積計画(案)の決定について
- (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員(16名)

欠席委員(1名)

出席農地利用最適化推進委員(17名)

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

出席事務局職員(4名)

◎日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見
について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見
について

日程第7 議案第4号 令和6年度第9次農用地利用集積計画（案）の決
定について

日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和6年12月5日 山武市農業委員会 会長 齊藤 茂

議長

これから令和6年第12回山武市農業委員会総会の会議を始めます。
ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する
法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は、議席番号1番井野委員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指
名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署
名人は、議席番号5番廣口委員及び議席番号6番佐藤委員を指名い
たします。

◎報告

(事務局報告)

◎議案第1号

議長 議案の審議に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
申請番号ごとに推進委員の状況説明及び農業委員の補足説明を求めます。
申請番号1の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
議案1号1番について御説明いたします。
今回の申請は、売買による所有権の移転であります。
譲渡人は遠方に住んでいるため、管理ができず、隣接地の譲受人に話をし、今回の申請に至りました。
圃場を見てきましたが、幾らか草は出ていますが、別段問題ないかと思えます。
以上です。よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を隣接地域の農業委員、議席番号13番鈴木委員に求めます。

鈴木委員 議席番号13番、鈴木と申します。よろしく申し上げます。
推進委員さんの説明のとおりでございます。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号2の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員 2番について御説明いたします。
売買による所有権の移転であります。
譲渡人は会社員で耕作ができず、譲受人は隣接地でもあり、経営
規模拡大の為、今回の申請になりました。
申請地はよく管理されております。地元としては問題ないかと思
います。よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を隣接地域の農業委員、議席番号13番鈴木委員に求めま
す。

鈴木委員 議席番号13番、鈴木です。
推進委員さんの説明のとおりでございます。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。
よろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号2を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3の説明を地区担当推進委員の戸村委員に求めます。

- 戸村推進委員** 地区推進委員の戸村です。議案1号の番号3について説明します。
本件は売買による所有権移転です。
譲渡人は高齢であり、後継者もないということで、譲受人のほうについては現在耕作しており、そのまま土地の所有をしたいということです。
先日、現場を見てきましたけれども、稲刈りも終わり、しっかりと耕作をしてあって、田んぼは問題ないと思いますので、御審議のほうよろしくをお願いします。
以上です。
- 議長** 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号5番廣口委員に求めます。
- 廣口委員** 5番の廣口です。
ただいま戸村推進委員から説明がありましたとおりで、私も現地を確認しましたが、何ら問題はございませんでした。
権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしくをお願いします。
- 議長** 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 議長** 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号4については、3地区にまたがる案件でございます。今関委員が取りまとめておりますので、同委員に説明を求めます。
- 今関推進委員** 担当推進委員の今関です。申請番号4について御説明申し上げます。

本件は使用貸借権の設定でございます。そして、父親から農業経営を引き継ぐためでございます。ハウス野菜と露地野菜を主に、直売所数店に出荷して経営をしております。地元としては何ら問題はありませんので、よろしく申し上げます。

説明は以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明につきましては、議席番号12番今関委員が取りまとめておりますので、同委員に説明を求めます。

今関委員

議席番号12番、今関でございます。

推進委員の今関さんが説明したとおりでございます。地元としては何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号5及び6は関連する案件でございます。

お諮りいたします。申請番号5及び6を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号5及び6は一括審議といたします。

申請番号5及び6の説明を地区担当推進委員の今関委員に求めます。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。申請番号5番を説明いたします。

これは売買による所有権移転でございます。

譲受人は、すぐ隣の家の方で、前々からこの土地を耕作して水稻を作付しており、経営規模を拡大したいとのことです。譲渡人は、家族の介護をするために経営規模の縮小となっております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

申請番号6について御説明を申し上げます。

売買による所有権移転でございます。

譲渡人と譲受人は親戚関係にありまして、数年前から交渉して、やっと決まりがついたそうです。

現在、畑のほうは除草剤がまかれ、きれいに管理されております。譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大の為でございます。地元としては何ら問題もありませんので、よろしく申し上げます。以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号12番今関委員に求めます。

今関委員

議席番号12番、今関です。

5番と6番の案件でございますが、今関推進委員の説明のとおりでございます。私も先日、現地を確認してまいりましたが、何ら問題はございませんでした。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号5及び6を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号7の説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。農地法第3条、贈与による所有権の移転の説明をさせていただきます。

こちらの土地なんですが、譲渡人のこの畑は、袋地、四方がほかの名義人の方の山に囲まれていて、進入路がありません。また、一方向だけ譲受人のところの畑と隣接していて、譲受人が今まで耕作していたんですが、譲渡人は高齢になっているため、この土地を持っていてもしょうがないということで譲ることになりました。

よろしくをお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号7番高野委員に求めます。

高野委員 7番、高野です。
ただいま推進委員の山下さんが言ったとおり、何らの問題もないと思いますので、よろしくをお願いします。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしく協議をお願いします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号7を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号8の説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員

番号8について御説明いたします。

譲渡人は、この土地なんですが、草を刈ったりロータリーをかけた
りして全然利用しておりませんでした。譲受人なんですが、こ
ちらは山武市のほうで西洋野菜を10何種類も作って自社販売、現地
の直売、そして加工等でサラダ等にして法人に販売したいというこ
とで、山武地区の土地を探していたところ、ちょうど加瀬さんの土
地とマッチングしたということです。

よろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号7番高野委員に求めま
す。

高野委員

7番、高野です。

今、山下さんが言いましたけれども、この会社は親会社が不動産
会社です。山武市において2件目の不動産会社が農業に進出してき
ております。ここの農場長と話したんですけれども、山下さんが言
ったとおりに、西洋野菜をメインにして販売すると。どういうわけ
で不動産会社がそういう仕事を始めたんだという話を聞きましたら、
社長さんが東京の高級レストランで野菜を食べたら、その野菜がす
ごくおいしかったと。今まで食べたことのないような味わいなので、
そのレストランのシェフにいろいろ聞いたら、有機栽培の野菜と
いう話でした。いろいろなレストランのシェフと話をしていて、そ
の会社の社長も感動しまして、それならいろいろな人にそういう野
菜を提供したいということで、自分の会社でやろうということで始
めたのが基本だそうです。

それで、販売ルートは、作った野菜を不動産会社の本社に送って、
そこで販売を全部やっているそうです。ですから、会社そのものが
野菜の販売に取り組んでいるということで、安心できると思います。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないた
め、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしく御協議をお
願いします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号8を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号9の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員

推進委員の堀越です。9号について説明いたします。

本件は、贈与による所有権移転です。

譲受人におきましては、居住地の隣接地ということです。譲渡人におきましては、居住地が遠方なものでして、管理がし切れないということで、双方納得の上、契約に結びついたと聞いております。

説明は、以上です。地区としては全く問題ございません。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号3番雲地委員に求めます。

雲地委員

議席番号3番、雲地です。

議案第1号、申請番号9についてなんですけれども、推進委員の堀越さんの説明のとおりでありまして、私も見に行ったんですけれども、場所的にも、今、推進委員の堀越さんが説明したとおりに、自宅のすぐ脇であり、なかなかまめな方だから、農地として活用されると思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号9を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 10 の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。申請番号 10 について説明します。
この申請は贈与による所有権の移転です。譲渡人は、相続した畑
ですけれども、管理ができないため、譲受人は、隣接地で耕作して
おり、現在、草で荒れてはいるんですけれども、きれいに整地して
ミカンを作付するとのことです。
地元としても何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 15 番石橋委員に求めま
す。

石橋委員 議席番号 15 番の石橋です。
ただいまの高宮推進委員さんの御説明のとおりで、問題はないと
思われます。
権利者につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない
ため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしく御審議の
ほどお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 10 を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 11 及び 12 は関連する案件でございます。
お諮りいたします。申請番号 11 及び 12 を一括審議としてよろしい
でしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号 11 及び 12 は一括審議といたします。

申請番号 11 及び 12 の説明を隣接地区推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

隣接地区推進委員の布施です。申請番号 11 及び 12 について説明させていただきます。

贈与による所有権移転です。

譲渡人、譲受人、双方の所有する農地を交換し、お互いの利便性を向上させたいとのことで合意し、今回の申請となりました。

問題はないと思われますので、御審議のほどお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 11 番中山委員に求めます。

中山委員

11 番の中山でございます。

ただいまの推進委員さんのほうから説明がありましたとおりで、譲受人、譲渡人ともに同じ地区内の方で、利便性の向上ということで交換されるような形になっておりますので、何ら問題なかろうかと思えます。

権利者については、関係法令、該当しませんので、許可要件を満たしていると思えます。よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 11 及び 12 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 13 の説明を隣接地区推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

隣接地区推進委員の布施です。申請番号 13 について説明させていただきます。

賃貸借権の設定です。譲渡人は高齢の為、経営規模を縮小したいとのことと、譲受人は規模を拡大したいとのことで、双方合意し、今回の申請になりました。

現地を確認してまいりましたが、きれいに管理されており、何ら問題はないと思われまますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 11 番中山委員に求めます。

中山委員

11 番の中山でございます。

現地のほう、今日午前中に見てまいりましたが、きれいに管理されておりまして、問題はなかろうかと思われまます。

権利者については、各法令に該当しないので、許可要件を満たしております。よろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めまます。

採決いたします。申請番号 13 を許可することに御異議のない方の挙手を求めまます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 14 の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めまます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。申請番号 14 について説明させていただきます。

売買による所有権移転です。

譲受人は、遠方に住んでいて高齢の為、管理が難しいということ
と、譲受人は隣接農地を所有しており、利便性がよいということで
今回の申請となったそうです。

現地を確認してまいりましたが、きれいに管理されており、何ら
問題はないものと思われますので、御審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 11 番中山委員に求め
ます。

中山委員

11 番の中山でございます。

ただいまの布施推進委員さんの説明のとおりでございます。

権利者については、関係法令各号に該当しないので、許可要件を
満たしております。よろしくお願いたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 14 を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 15 の説明を地区担当推進委員の川島委員に求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員の川島です。申請番号 15 について御説明いたし
ます。

譲受人は、申請地に隣接している土地で行っている営農型太陽光
発電事業に関わっており、パネルの下部でサツマイモを生産して
おります。パネルがある隣接地と一体利用し、サツマイモを生産し
たいということで、使用貸借により今回の申請地を取得したいと
のことでした。

地元としては特に問題ありませんので、御審議のほどよろしくお

願います。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 10 番高宮委員に求めます。

高宮委員 議席番号 10 番、高宮です。
川島推進委員の説明のとおりで、何ら問題はないと思われま
す。権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 15 を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 16 の説明を地区担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員 地区担当の小川です。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、高齢の為、耕作ができない、譲受人は経営規模拡大の
為ですので、私は両方よく知っていき、管理も十分されてお
ります。地元としては何も問題ないと思っておりますので、よろしくお願
いたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 10 番高宮委員に求め
ます。

高宮委員 議席番号 10 番、高宮です。
小川推進委員の説明のとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号16を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号17の説明を地区担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。
贈与による所有権移転です。
譲渡人は病気治療の為、管理できないと。譲受人は規模拡大の為、
両方とも身内同士になりますので、譲受人のほうが譲渡人の土地を
管理しております。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号10番高宮委員に求めま
す。

高宮委員 議席番号10番、高宮です。
小川推進委員の説明のとおりでございます。
権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号17を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関
する意見についてを議題といたします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
議案第2号申請番号1について説明いたします。
こちらの申請は、2階建てアパート2棟の建築を目的とした申請
です。計画者は、自己所有の土地にアパートを建築し、安定収入を
図りたいとのことです。
申請地は第二種農地であり、隣接の農地所有者等には説明済みの
ことですので、地元としても特に問題はないかと思えます。
御審議、よろしく願いいたします。

議長 現状の説明が終わりました。
現地調査の報告を今関委員に求めます。

今関委員 議席番号12番、今関でございます。
先日、現地を確認してまいりました。議案第2号、申請番号1に
ついてですが、内容は先ほど伊藤推進委員の説明のとおりでござい
ます。
本件は、第二種農地への長屋住宅の増築であり、代替性の検討、
信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないものと思われま
す。したがって、許可相当と思われます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。
議案第3号申請番号1番について説明いたします。
譲渡人はかねてより住宅の建築を検討しており、蓮沼海浜公園や海岸に近く、立地がよいことから申請地を選定されたとのことです。
現地を確認してきましたが、申請地は第二種農地であるものの、周辺の宅地化が進んでおり、隣接する農地所有者からも同意を得られております。
地元としては問題はないかと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長 状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を高宮委員に求めます。

高宮委員

議席番号 10 番、高宮です。

先日、現地を確認してきました。議案第 3 号、申請番号 1 についてですが、内容は先ほど小川推進委員が説明したとおりです。

本件は、第二種農地への専用住宅の建築であり、信用、資力、周辺農地への影響等においては問題ないと思われます。したがって、許可相当と思われます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 1 を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号 2 及び 3 は同一事業でございます。

お諮りいたします。申請番号 2 及び 3 を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号 2 及び 3 は一括審議といたします。

申請番号 2 及び 3 の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の鈴木委員に求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木です。

議案第3号、申請番号2及び3について説明をいたします。

本案件は、8月に一度申請がありましたが、許可相当で進達したものの、既存施設と申請地の間に農地があったため、許可の見込みがなく、取り下げとなりました。今回、間にあった農地について話がまとまったため、併せての申請となりました。

現地を確認してまいりましたが、申請地は隣接農地はなく、地元としても問題がないかと思われまます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長

現状の説明が終わりました。

現地調査の報告を高宮委員に求めます。

高宮委員

議席番号10番、高宮です。

先日、現地を確認してまいりました。議案第3号、申請番号2、3についてですが、内容は先ほど鈴木推進委員が説明したとおりです。

本件は、第一種農地への資材置場の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、既存施設の拡張で、拡張面積が既存施設の面積の2分の1を超えない場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われまます。

御審議のほどよろしく願ひまます。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めまます。

採決いたします。申請番号2及び3を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めまます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号4から14は同一事業でございます。

お諮りいたします。申請番号4から14までを一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号4から14までは一括審議といたします。

申請番号4から14までの概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。申請番号の4から14について説明します。

この申請は、松尾横芝インターから山武成東インターへ1kmほど行った高架橋の工事に必要な資材置場を一時転用して、3年ほど前に許可された件です。今回、申請書の4、5、6号を2年間、7号から14号までを1年間延長するものです。

理由としまして、ほかの地区の土壌から鉛が検出されたということで、県のほうから土壌の検査をしてくださいということで、その期間、工事が遅れたとのことでした。

幸い、この地区では検出はされませんでしたけれども、周辺住民へも説明済みであり、地元としても何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を今関委員に求めます。

今関委員

議席番号12番、今関でございます。

先日、現地を確認してまいりました。議案第3号、申請番号4から14についてですが、内容は先ほど高宮推進委員の説明のとおりでございます。

本件は、一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号4から14を許可相当として意見を付す
ことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いた
しました。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、令和6年度第9次農用地利用集積計画
(案)の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょ
うか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第4号を原案のとおり承認することに御異
議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしま

した。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の報告を求めます。
番号1の報告を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。議案第5号のナンバー1について説明させていただきます。
更新です。
主要作物は、メロン、抑制トマト、水稻です。
3人で頑張っていますので、どうぞよろしくお願いします。
以上です。

議長 番号2の報告を地区担当推進委員の高橋委員に求めます。

高橋推進委員 担当推進委員の高橋です。番号2について説明いたします。
更新であります。
施設野菜、トマト、イチゴを親子3人で栽培して、収穫最盛期にはパートを雇用して頑張っておりますので、よろしくお願いします。

議長 番号3の報告を隣接地区推進委員の今関委員に求めます。

- 今関推進委員** 地区担当推進委員の今関です。番号3について御説明申し上げます。
更新です。
水稲とネギの複合経営をしています。本人と妻、娘、3人で一生懸命頑張っています。また、機械化を導入して、労働時間の短縮と面積拡大を図っています。
以上です。よろしくお願いいたします。
- 議長** 番号4の報告を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。
- 佐瀬推進委員** 地区担当推進委員の佐瀬です。番号4について説明します。
更新です。
主要作物、水稲、ニンジン、ほかにスイカ、トマトなどを本人、妻、父の3人で生産しています。昔からの畑作の大規模農家で問題ありませんので、よろしくお願いいたします。
以上です。
- 議長** 番号5及び6の報告を、地区担当推進委員の十川委員に求めます。
- 十川推進委員** 地区担当推進委員の十川です。番号5について説明いたします。
この会社は、花をやっております、前まで父親が社長だったんですが、今度、息子さんに替わりましたので、新規ということになりました。
特に問題はありませんので、よろしくお願いいたします。
番号6について説明します。
更新です。
複合経営、トマト、ニンジン、本人と妻の2人で経営を行っております、何ら問題もありませんので、よろしくお願いいたします。
以上です。
- 議長** 番号7及び8の報告を地区担当推進委員の山下委員に求めます。
- 山下推進委員** 番号7について説明します。
更新です。
施設野菜で、スイカ、チンゲンサイ、コマツナ、ホウレンソウ等を出荷しております。
よろしくお願いいたします。

また、番号8、こちらも更新です。

露地でスイカ、ニンジンを中心に地元の市場に出荷しております。

よろしく申し上げます。

議長

番号9の報告を、地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員

担当推進委員の堀越です。

新規です。

こちらの方は、昨年までお父さんも一緒にやっていたんですけども、亡くなって、今回、お父さん名義で認定農業者の登録もしてあったようなんですけれども、改めてここで登録のお願いをする時期となりました。

経営は個人なんですけれども、大々的にこの面積で本人とお母さん、それから奥さん、3人で営農をしている様子です。今も借地ではございますけれども、畑を増やしている最中で、いろいろ将来的に有望と考えられます。

よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

番号10の報告を地区担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

番号10について説明いたします。

新規です。

ネギと水稻が主な作物です。

本人と妻、また、両親2人の合計4人で頑張っております。若い頃から10年前まで勤めていたんですけども、現在農業を随分頑張っております。毎日、私もよく仕事ぶりを見ていますけれども、とても一生懸命やっています。どうかよろしくお願いいたします。

議長

番号11の報告を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。番号11について説明します。

更新です。

水田の集積、そして、大型機械と情報通信技術を効率的に利用し

て規模拡大をするとのこと
です。
よろしく
お願いします。

議長 番号 12、13 及び 14 の報告を地区担当推進委員の鈴木委員に求め
ます。

鈴木推進委員 担当推進委員の鈴木です。
12 番、更新でございます。
水稻専門です。
会社を退職してから一生懸命、家族経営をしておりまして、機械
も、トラクター、コンバイン等も更新して一生懸命やっております
で、地域の中核でございます。よろしく
お願いいたします。
13 番、複合経営でございます。
水稻とたばこ。
ここも奥さんと 2 人で一生懸命やっております。ここも地域の中
核農家でございます。
14 番、複合経営です。
水稻とネギ、ソラマメ、トウモロコシ、ブロッコリーなどを栽培
しておりまして、奥さんと一生懸命やっております。ここも地域の
中核農家ございまして、ここが 3 人抜けると、この地区は荒れ放
題になってしまいます。よろしく
お願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ござい
ませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。
議案第 5 号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手
を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしま
した。
以上で、本日予定しておりました議案の審議等は全て終了いたし
ました。

◎その他

議長

その他の件について、皆様方から御意見がございませんでしょうか。

高野委員

すみません。度々お騒がせした畑に大量の堆肥をまいた件なんですけれども、先日、会社のほうでトラクターを持ってきて耕うんしたわけですけれども、55馬力くらいのトラクターの深耕ローターで、普通のローターよりも歯の大きさはうんと大きいんですけれども、40cmの堆肥じゃ下まで行かず、上の堆肥をなでているだけです。結果は以上ですので、また、たまには様子を見に行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

ほかに何か質問等はございませんでしょうか。

◎閉 会

議長

意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。